

議事要旨（３）IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（作業部会長）より、IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について、説明資料[審議事項（３）]に基づき説明があった。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 「誤謬の訂正」について、IFRS と日本基準で差異があることは資料のとおりである。ASBJにおける「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の開発時において、IAS 第 8 号と同様に実務上不可能な場合の取扱いを定めると、一般に公正妥当と認められる会計基準の準拠性との関係で問題があり、重要な未訂正の誤謬が存在する場合には財務諸表の有用性が損なわれていることから、日本基準ではあえて定めないこととしたものである。
 - ・ 「期中財務報告の範囲及び開示対象の期間」について実務上の困難さがあるとされている点は、本表と注記を合わせての整理になると理解している。なお、四半期報告を簡素化する中で四半期損益計算書について 3 カ月情報の開示を任意としたのは、利用者が累計情報を利用して計算できるからであり、作成者においてこの部分の実務上の困難さは大きく、記述からは削除すべきと考える。
- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - ・ 「機能通貨」に関連して、海外では機能通貨で法定財務諸表を提出できる場合や機能通貨で税務申告できる場合もある。日本における現在の制度を前提とした実務上の困難さという意味では、制度との関連という面もあるのではないか。
 - ・ 「短期有給休暇」に関連して、日本企業において一般的な有給休暇の制度については、日本基準の下での会計処理と IFRS の下での会計処理が異ならないという考え方を示すことで、任意適用の拡大につながると考える。
 - ・ 「修正後発事象の会計処理(会社法計算書類監査報告書日後の取扱い)」に関連して、米国会計基準に準拠した場合、日本基準と同様の定めがないから、仮に会社法の計算書類の監査報告書日後に修正後発事象が生じた場合、それを反映するように SEC ファイリングする財務諸表を修正することとなるが、IFRS ではどのように扱われるか。これに対して、事務局から次の発言があった。
 - ・ 「機能通貨」については、ご意見も踏まえて検討していきたい。
 - ・ 「短期有給休暇」については、日本の制度の性格として、期末未消化の有給休暇は将来の負担であるという考え方と、現金精算がない日本の制度では義務はないという考え方に分かれている中で、IAS 第 19 号にいう企業が追加的に支払うと見込まれる金額

をどのように解釈するかが定まっていないという背景がある。

- ・ 「修正後発事象」については、IFRS には日本基準と同様の定めがないため、会社法の計算書類の監査報告書日後に修正後発事象が生じた場合、金融商品取引法の財務諸表を修正することとなる。なお、いったん確定した会社法の計算書類について、監査等の会社法上の手続を経れば修正することは可能であるが、会社法上、修正は要求されていないと理解している。会社法の計算書類を修正しない場合には、翌期首の会社法の計算書類と金融商品取引法の財務諸表の残高は異なることになる。

最後に、西川委員長より、本件については引き続き議論していきたい旨のコメントがあった。

以 上